

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

平成29年4月教育委員会会議：定例会

期 日 平成29年4月19日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後3時25分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
田邊 俊彦 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 2名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	上村 充美
	教育総務課長	花島 英雄	学 務 課 長	久保田宜孝
	指 導 課 長	相蘇 重晴	教育センター所長	古林 聖哉
	社会教育課長	檜垣 幸夫	文 化 課 長	鈴木 千春
	美 術 館 長	宍戸 信	学務課学事班長	林田 成広
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	加藤 昌紀

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

- ・議決事項3件の上程

2 報告事項

① 教育長より2件報告

- ・4月12日開催の校長会議、4月18日開催の教頭会議について報告する。

1つ目の校長会議については、主に4点話をした。学校の管理職とは、大変重く、責任と影響も絶大である。周りから信頼の得られるリーダーとしての立ち居振る舞いを大事にして、職責を確実に遂行することが大事である。学校教育は、子どもたちの能力を最大限に伸ばし、社会で自立する力を養う場である。そのための段階的な指導をきめ細かく行うことが、学校教育に求められている。そして、リーダーとしてのフットワーク、情報の確実な把握、連携協力を惜しまない姿勢が求められていることを理解して職責を遂行していただきたい。

そこで4点について話をした。1つは、社会は、学校の実践を正しく評価しているという点である。学校組織は、ほかのどの分野と比較しても、職務に対する責任感と協力して仕事を進めていこうとする協調性、行事に対する事前準備、いわゆる段取りなど、全てにすぐれた組織集団である。懸命に努力している先生方の姿を正しく評価されていると思う。校長は、先生方のひたむきな姿を評価し、自信を持って指導に当たるよう励ましていただきたい。そして、結果に至る指導の過程も評価してあげることが、職員の育成につながるので、ここについては配慮をお願いしたい。

2つ目は、信頼のキーワードを共通理解することが大事だという話をした。1つは、連携体制である。報告、連絡、相談、確認が大事。それが組織力を上げることにつながる。スピード感、すぐに対応すること、翌日に案件を持ち込まないこと、この姿勢でお願いしたい。丁寧さについても話をした。先方に理解していただくための手順や資料を用意して、あくまでも先方が理解したものを初めてそこで丁寧さというので、そのようなことを十分配慮してほしい。曖昧にしないことだ。何事もはっきりする。中途半端は職員の共倒れで、組織が崩れる最初のきっかけにならないようにお願いしたいと話をした。

3つ目の校長に求められる見識という話をした。自分が教師であることを念頭に、子ども、職員と積極的にかかわる、子どもの生きる力を育てて、教職員の資質の向上と組織的対応力を充実させることで、保護者、地域、社会との信頼関係を確立することになる。こういう見通しを持つことが見識として大事であるという話をした。

次に、いじめ根絶に向けた取り組みを徹底していくことだという話をした。生徒指導、危機管理の面から、一番重要な取り組みとして位置づけをお願いしたい。平成25年いじめ防止対策推進法の成立で、いじめ防止対策が大きく変わった。いじめがあったという事実は、被害者の心の中にあるわけだから、周りの人の立場によって見え方が大きく違う。そこに悲劇が生まれないようにすべきだということ。だから、組織的で多面的に捉え、早期に発見しなければならない責務である。このことをしっかりと職員へ指導した上で、生徒指導組織を機能させることが重要であるという話をした。

大きな2つ目の教頭会議では4点話をした。教頭会議では、校長会議で話した信頼のキーワードを共通理解することと、いじめ根絶に向けた、いわゆる取り組みを徹底していくことを重ねて話をした。そのほかの2点についてお話し申し上げる。

1つ目は、職務の重点を捉えることが大事。教頭の職務とは何か。校務の整理、調整、マネジメント能力について具体例を出して指導した。特にマネジメント能力は極めて重要で、全ての校務の進捗状況を把握し、実行に移すことができるか、できないかが問われる。確実に実行し、職員同士をつなぐ役割を果たして職員のやる気を引き出し、学校全体の結集力を高めていただきたい。

2つ目は、リーダーとしての役割を果たすことだという話をした。教育管理職としての使命感を認識し、教師であることを忘れず、多様な期待に応えようとする姿勢。みずからやるべきことのビジョンを明確に持つ責任感が根底にあることが大事であり、このことが真のリーダーとしての自覚につなが

るので、それぞれ職責を果たしていただきたい。具体的には自分自身が汗を流して後ろ姿で指導する管理職であってほしいと。2つ目は、学校全体で活動している時間を率先していること。清掃とか登下校指導を職員がやっているとき、決して背を向けることなく一緒にやるのが大事だと。3つ目は、報告、連絡、相談、確認をしっかりお願いしたい。4つ目は、自分自身に厳しく謙虚であることが大事である。5つ目は、常に職員の味方であることを意識して職責を果たしていただきたい。

② 平成 29 年 2 月市議会定例会について【教育総務課長】

平成 29 年 2 月市議会定例会について報告する。

2 月の市議会定例会は、2 月 20 日から 3 月 21 日までの 30 日間を会期として行われた。一般質問については、2 月 27 日から 3 月 2 日までの 4 日間、教育委員会関係の質問については、13 名の議員の方からご質問があった。主な内容としては、佐倉図書館や学校などの施設整備に関すること、入学準備金や給食費など、子どもの教育環境に関することなど、多岐にわたるご質問があった。質問の概要及び答弁の内容については、お手元にお配りした答弁記録によりご確認をお願いしたいと思う。

次に、議案関係について、教育委員会の関係では、議案第 1 号として平成 29 年度佐倉市一般会計予算、議案第 11 号として平成 28 年度佐倉市一般会計補正予算、この両議案とも起立多数で原案可決をされている。詳細については、議決結果一覧をお配りしているので、ごらんいただければと思う。

③ 教育委員会の人事異動について【教育総務課長】

教育委員会の人事異動について報告する。

平成 29 年 4 月 1 日付の人事異動について、資料 1 ページ目、管理職関係職員の新旧一覧表になっている。個々の異動については、この場でのご紹介は省略をさせていただく。資料により確認をお願いします。

2 ページ目と 3 ページ目については、管理職以外の異動者、昇格者、退職者及び派遣職員の一覧表となっている。なお、教育長を除く教育委員会の職員数については、平成 29 年 4 月 1 日現在、派遣職員を含めまして 155 名。このほかに再任用職員が 7 名、任期付職員が 3 名、合計で 165 名となっている。

④ 平成 28 年度各教育施設利用状況について【教育総務課長】

平成 28 年度各教育施設利用状況について報告する。

1 ページ目は、社会教育施設の利用状況となっている。図書館、視聴覚教材、公民館の利用状況である。

続いて、2 ページ目から 4 ページ目まで、こちらは学校開放に関する利用の状況となっている。

続いて、5 ページ目、6 ページ目は、文化財施設及び美術館の入館状況である。

その後ろ、7 ページから 9 ページ目については、市民音楽ホールの利用状況と自主事業一覧表となっている。

⑤ 平成 29 年度佐倉市立幼稚園、小・中学校一覧について【学務課長】

平成 29 年度佐倉市立幼稚園、小・中学校一覧について報告する。

4月10日現在、小学校の学級数は、通常学級301学級となっており、前年度比4学級の減、特別支援学級は47学級で、前年度比1学級の減となっている。中学校は132学級で前年度と同じで、特別支援学級は24学級で1学級の増となっている。児童生徒数は、小学生8,478名、中学生4,283名で合計1万2,761名となっており、昨年度比184名の減となっている。園児数では82名で、昨年度比2名の増となっている。県費負担教職員数については、小・中学校合わせて828名となっており、前年度比10名の減となっている。うち新規採用教員は26名で、管理職では校長の異動が14名であり、うち8名が昇任である。教頭では13名の異動があり、うち9名が昇任である。

⑥ 平28年度末佐倉市立小・中学校におけるいじめの状況について【指導課長】

平28年度末佐倉市立小・中学校におけるいじめの状況について報告する。

初めに、いじめの認知件数であるが、27年度末と比較すると10件増加し334件であった。認知件数がふえた要因としては、昨年度全ての学校で生徒指導研修会を開催し、いじめの認知に関する統一を図り、職員個々が積極的にいじめの認知に努めたことが挙げられている。

続いて、いじめの状況については、文部科学省が行っている問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査に基づき集計を行っているが、継続支援中までの状態が97%を超えている。取り組み中が9件であったが、いずれのケースも年度末段階での数値で、現在は全て継続支援中となっている。また、28年度重大事態と捉えたいじめはなかった。

いじめの内容としては、昨年度と同様に冷やかしかからかい、悪口等が最も多く、全体の6割を超えている。また、インターネットを介したいじめのケースは13件報告され、そのほとんどがラインでの悪口とか仲間外れといったものであった。

いじめの発見のきっかけについては、昨年度最も多かったアンケート調査結果の数が減り、保護者や本人から直接的に職員が訴えを受けたという形で発見されたケースが増加している。これは子どもや保護者にいじめに対する認識が深まり、積極的に訴えをするようになってきたこと。それと、職員もより積極的にいじめを認知しようというあらわれであるというふうにとらえている。今年度もいじめの月例調査を継続して行うとともに、各学校に派遣している学校支援アドバイザーとの情報交換等をさらに積極的に進めていき、いじめの早期発見に努めてまいりたいと思う。

また、各学校の情報共有を活性化させて、即日対応を原則に、いじめ問題に真摯に取り組んでいく。

⑦ 佐倉図書館の整備について【社会教育課長】

佐倉図書館の整備について報告する。

佐倉図書館の整備に向け、今年度業務委託による基礎調査を実施する。実施に当たり、公募型のプロポーザル方式により事業者の選定を行う。その内容について説明をさせていただく。

この業務委託の名称は、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設基礎調査業務委託となる。契約期間については、契約日、6月中旬を予定している。これから平成30年の3月23日までとなる。契約の方法については、

公募型プロポーザル方式による随意契約。提案の限度額については、予算額となる 1,026 万円となっている。発注等の担当部署については、資産管理経営室となる。

この事業者選定までの主なスケジュールとしては、実施要領等の報告が 4 月 10 日にホームページ上で行われている。こちらの参加申し込みの提出期限が 5 月 8 日まで。その後、提出されたものから選定の審査方法として、書類審査、続いて提案のプレゼンテーションを予定している。この選定の委員は 5 名であり、資産管理経営室長、産業振興課長、都市計画課長、社会教育課長、佐倉図書館長となっている。

それと、今回の基礎調査業務の概要ということで、ホームページ上でもあらわれているが、8 点となる。1 番として、現状の把握・分析、2 番として、市民・利用者ニーズの把握及び反映に関する支援、3 番として、図書館機能に関する検討、4 番として、複合施設及びその周辺施設の機能再編及び連携に関する検討、5 番として、整備方針の検討、6 番として、運営方針の検討、7 番として、庁内検討会議等の支援、8 番として、基本構想・基本計画の策定及び整備イメージの作成である。

今後とも基礎調査の実施状況も含めご報告をさせていただきたいと思う。図書館整備については、さまざまなご意見を反映できるよう、整備に向けて取り組んでいく。

⑧ ゴールデンウィーク期間中の施設の開館について【文化課長】

ゴールデンウィーク期間中の施設の開館について報告する。

ゴールデンウィーク期間中は、例年多くの入館者がおり、本年度も 4 月 29 日土曜日、昭和の日から 5 月 7 日の日曜日までの期間、武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館の文化財 3 施設、また市立美術館についても、その間休まず開館して、振りかえの休館日も設けない予定である。

なお、4 月 29 日の昭和の日には、武家屋敷では特別公開を実施して、ふだんは外から見学することのみとなっている旧河原家住宅、直接座敷に上がって見学することができる。また、同日、旧堀田邸でも特別公開を実施して、通常公開していない居間棟の 2 階部分やその奥にある書斎棟を公開して見学することができる。

なお、佐倉順天堂記念館の特別公開については、4 月 29 日から 5 月 7 日までの期間、通常公開していない資料の展示を実施する。4 月 29 日と 5 月 5 日、子どもの日の 2 日間については、非常に好評である甲冑の試着体験を武家屋敷の旧但馬家住宅で実施する予定である。

⑨ 感染症について【指導課長】

感染症について報告する。

まず、28 年度末の状況について、報告する。インフルエンザの罹患者数は、昨年度末 3,249 名であった。また、感染性胃腸炎が多く発生し、特に 11 月、12 月に急増した。年間で 763 名が罹患し、5 校において保健所訪問指導を実施した。

続いて、4 月に入ってから状況であるが、インフルエンザの罹患者数は 77 名。次いで、溶連菌感染症が 21 名、感染性胃腸炎が先週から増加し 15 名であった。今後も手洗い、うがい等、予防の徹底を図るよう指導して

いく。

⑩ 全国学力・学習状況調査について【指導課長】

全国学力・学習状況調査について報告する。

4月18日、全国学力・学習状況調査が全小・中学校で実施された。市内では小学校6年生1,329名が、国語と算数の2教科プラス質問紙という形で受験を行っている。中学校3年生については、1,321名が国語と数学の2教科と質問紙を受験している。当日受験できなかった児童生徒においては、学校と保護者、本人との相談の上、5月2日まで調査を受けることが可能となっている。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加について、先週、先々週と、それぞれインフルエンザと感染性胃腸炎を比べると若干ふえている、先週は。インフルエンザが、定点当たり先週は5.88人で、その前の週が5.58人であった。それから、溶連菌のほうは、先週が9.75人、その前の月が8.56人なので、なかなか終息に向かっていない。例年というか去年も同じような傾向だったのだが、本来であればインフルエンザについては、この時期に減る傾向なのだが、ことしはちょっとそれも遅いようである。いつこれが安定するかというのはなかなかわからないので、連休のときにお休みになるから、これが過ぎればまず大丈夫だろうと思うが、引き続きそこまでは注意していただいたほうが。それから、溶連菌もふえているので、これもちょっと注意をしていただくとよいと思う。

【委員1名より】

ゴールデンウィーク中の文化財の開館について、特別公開が29日一日だけになっているが、これは期間が長いのだが、なかなかこれは職員さんの大変さというか、そういうことで開館、特別公開しないのか。あるいは施設の傷みとか、そういうことを考慮して一日だけか。せっかくのゴールデンウィークの機会なので、もう少し多くならないかという、その辺はいかがか。

【文化課長】

それについては、特別公開、特に旧堀田邸などは2階、階段が急な部分を公開したりするので、その部分に人数を手厚くしている関係で人を配置したいということもあるが、今回については、この内容で広報もしてしまっている関係もあるので、次からはその辺、人数の配置を調整するなどして複数日特別公開できないか、検討していきたいということで考えている。

【委員1名より】

文化施設の利用状況、これを見ると3館ともに去年より減っている。日本遺産に登録されている割にはなかなか、アピールというか宣伝がうまくいっていないのかなという気はするが、その辺の減少についての対策はいかがか。

【文化課長】

確かに昨年と比べると1,200人ぐらい減っている。特に28年、昨年は例年に比べて非常に多かったというのがあるのだが、例えば去年の9月29日、敬老の日については、堀田邸だけで一日900人近く入っているというような、この日はどの

施設も非常に多く、その原因と思われるのが、9月5日の県民だよりなどで、この堀田邸が取り上げられて紹介されたというようなことがあり、また非常にこの日は天気がよかったというのもあって、そういうタイムリーな関係で非常にふえているのかなというところで、確かに年々少しでもふやしていきたいと考えている。さらにPRに努めて来館者の増を図っていきたいと考えている。

【委員1名より】

文化財なので保護という観点も非常に大事なので、そのバランスが難しいと思う。せっかく来館者が多くても、保護するということがおろそかになってはいけないので、その辺のバランスをよく考えていただいて、よろしくお願いしたいと思う。

【委員1名より】

いじめについてわかる範囲で教えていただきたい。3.11以来もう大分時間もたつのだが、たつに従って全員原状に復帰がなかなかできないという状態がまだ続いている。それで、残念なことに、当県では余りないように思うが、他県では避難児童に対するいじめが、どうしてこんなことが起きたのか、ちょっと理解に苦しむところはある。残念ながら福島県の出身であるということだけで、だけをもっていじめられてしまうという残念な結果が、新聞等でまだまだ報道されているという残念な状況である。そこで当市にも該当の県、市町村から佐倉市に避難を余儀なくされているという児童もいるかと思う。そんな中で先ほどの報告では重大ないじめはないという報告を受けたが、具体的にそういういじめは発生している状況はないのかどうか、現状をお聞きしてみたいと思う。

【指導課長】

福島のいじめの子どもたちの対応については、実は年度末から年度初めにかけて、いじめの法がまた改正をされている。その中で特に気をつけて配慮するようということが求められている。佐倉市内の現状については、福島県のほうから避難をした児童生徒というのは、小学生が2名、実際に今在籍している中で確認をしている。いずれのお子さんについても直接学校のほうと日常生活を含めて確認させていただいて、そういったいじめの事例はないということで報告を受けている。

また、福島県からの転入生として中学生で1名いるが、そちらの生徒についても特に、避難というか転居という形での子であったのだが、そちらの子もスムーズに学校のほうに適応して、いじめられた事例などはないということで報告を受けている。

【委員1名より】

幸いに平穏に学校生活を送られているということは、本当に喜ばしいことである。今後ともその子だけに特別な目を向けるということのもなんでしょうから、普通にウオッチをするという心がけを忘れないでほしい。被害に遭ったということだけでも大変な苦しみで、私なんかには想像を絶する状況と思うので、気持ちもそれこそ、そんたくをして対応していただければというふうに思う。よろしくお願いします。

【委員1名より】

同じく佐倉市小・中学校におけるいじめの状況について、質問というわけでは

ないが、先ほど課長からもお話があったが、いじめの発見、きっかけというところで、平成 29 年 3 月末についてということだが、小学校においては本人及び本人保護者からの発見が同数ということで、本人が保護者に話すことができる、児童と保護者のご家庭での良好な関係が築けているのかなというようにとれると思う。今後ともぜひこれまで以上に試行錯誤しながら、学校も連携を図って寄り添っていただけるとありがたいなと感じた。

【指導課長】

今後ともきめ細かに対応していく。

【教育長】

今委員がおっしゃったこと、非常に重要なことだと思う。この発見のきっかけのデータは、次の指導に生かせるから、すごく大事だと私もは思っている。特に本人からの自己申告が多くなったのは、いじめについては大変重要な問題だということを学校現場が子どもに示したことによって、いじめを受けたということをはなかなか、マル秘にしがちな子どもたちの心が外部に開いていく一つのきっかけができてきているのかなというふうに思う。子どもはだんだん成長するたびに自分のマイナスは言わないものである。そのため、そこをしっかりと捉えつつ、正しいことを言って、悪いことは申告してくるのだよという指導を引き続きやることで、このアンケートデータを生かしていければいいなと思うので、保護者の立場からの目線で助言をいただけるとありがたいと思う。

【委員 1 名より】

佐倉図書館の整備について、議会でも広さの問題がちょっと取り上げられているが、なかなかそのイメージが湧かない。教育長の答弁では、1,300 から 1,600 平方メートルということだが、これはどのくらいか。例えば佐倉南図書館のフロアはどのくらいあったのか。

【社会教育課長】

議会の答弁でも出ている 1,300 から 1,600 については、今の図書館が 900 弱なので約 1.5 倍程度に。最低それくらいは必要だろうという面積になっている。済みません。すぐ出ないのだが、南図書館はそれより若干広い施設である。

【教育長】

1 番は南図書館の面積と、それから南図書館の利用者数を見て、佐倉図書館の面積と佐倉図書館の現在の利用者数を総体で見てみた。それで、おのずとそういう数値があったので、私どもとしてはその面積が極めて妥当なのかなというふうに思っている。ちなみに、佐倉図書館と佐倉南図書館の利用率は、ちょっと佐倉南図書館の利用率が少ないので、参考数値ということで、今現在捉えている。

【委員 1 名より】

この整備の基礎調査について、2 番目に市民、利用者人数の把握及び反映に関する支援ということについて、これは図書館ばかりでなくて複合施設ということなので、市民の声というのはかなり生かされるべきものかなと思うが、例えばこの反映の方法とか、どういうふうにこれに生かされるのか。その辺を教えてください。

【社会教育課長】

仕様書の中で、市民、利用者のニーズ把握、反映に関する支援ということで、

まずワークショップが挙げられている。これを業者提案によって複数回、数回以上やりなさいとなっているので、業者がこのとおりできるといったら、それも対応してやっていきたいと思う。また、利用者ニーズについては、図書館利用者のほうのニーズ把握も1回行っている。また、市民意識調査とかいろんな面でご意見を捉えていきたいと考えている。

それと、もう一点、先ほど南図書館の面積については、延べ床面積で1,899平方メートルである。

【委員1名より】

基本的なところは選定委員の5人の方がされるのか。

【社会教育課長】

現在この公募のプロポに向けて仕様書等を出している。それに対して提案が、各参加する事業者から出てくる。その中でそういった項目等をつくり、金額のみならず内容を見て、最もふさわしいものをこの選定委員会のメンバーで、まず事業者の選定に当たっては、この選定委員のメンバーで行っていくという形になる。

【委員1名より】

まず業者の選定があってからということか。それから、市民の意見が反映されるということか。

【社会教育課長】

まず、事業者の選定を行い、基礎調査、この項目を業者がこうやっていくというのをまず出していただく。その中間報告と報告をもらっていく中で決定するのは市のほうでやることになっている。

【委員1名より】

仕組みはわかったのだが、そうすると市民の声が反映されるのはどこかということと、どういうルートでこれが反映されていくか。その辺はどうか。

【社会教育課長】

基礎調査の業務内容を、まず資産管理経営室と事業者が中心になって、ワークショップ等を実際開催していく。そのご意見をいただいた中で最終的に年度末には、8番の基本構想、基本計画の中に取り入れていくという形になる。

【委員1名より】

ちょっと私、誤解しているかもしれないのだが、この段階では市民の声はまだ反映されていないということか、この選定委員会の中では。業者と選定委員の5名についての話し合いが最初に行われているので、市民の声はそれから後の話だというように聞こえるのだが、今の答弁は。

【教育長】

基本的にプロポーザル方式で事業を進めていくに当たって、市のほうが、いわゆる2番、基礎調査業務の概要、こういったものを取り入れて、ぜひ調査をしてほしいということを言う。その中でそうすると先方が、市民のニーズはこういうふうにとりたいと思うということの提案を出してもらう。ここでいわゆるプロポーザル方式の先方は、市民のニーズについて調査をこういうふうにするということの特色を出してもらう。ここは2番も入っている。そういったものを含めた、いわゆる提案をしてもらったものを、各社が出してもらったものを選定委員会で、それが一番いいだろうか、妥当なのだろうかということになる。それで、初めて

プロポーザル方式の業者がそこにいて、いろんなこの流れでやっていくということなので、選定委員の5名はどういったような、市民ニーズも含めた特色ある調査をしてくれるのか。佐倉市の文化施設を、隣接する文化施設を一層利用するとか、そういう活用の方法なんかはどうなのだろうかということも含めた方式で、私どもは出していただくように求めている。それで、その上でまたお願いするということである。

【委員1名より】

そうすると、まずとりあえず選定委員を決めて、選定業者を決めてということだね。そこから先の話ということだね、市民のほうは。では、その業者が市民のどういうものを聞いたらいいかというのをまず提案してくれると、そういうことでいいのか。

【社会教育課長】

そうです。

【教育長職務代理人】

まず、今の整備の開始ということだが、仕様書等が公表されているので拝見した。仕様書の内容、あるいはプロポーザルの内容を見ると、4月10日で5月8日提出期限ということで、1カ月。非常に厳しいなという印象を受けた。だから、本当にこの1カ月の提案で選定できるのかどうか。これは危惧であるが、その辺のところはどうなっているかというのはちょっと心配である。つまりこの基礎調査業務の概要1から8まで、これ各項目がまた大変細かい注文がつけてある。1カ月でどこまで受注者である教育委員会、あるいは市等が、こういう形でこれならというのを判定、本当にできるようなものが出てくるかなという危惧をしているが、その辺はプロの世界なのだから、1カ月で常識だと言われればそう言うが、その辺はいかがか。

【社会教育課長】

実際、4月10日に実施要領等の報告を行っている。参加申し込み提出期限は5月8日であるが、この中で事業者からの質問と提出期限というのが4月17日までであった。その中で確認したところ、4社から質問をいただいているというお答えがあった。回答等については、4月21日ということなので、内容については控えさせていただく。

【教育長職務代理人】

よろしくお願いします。

【委員1名より】

市民音楽ホールのことだが、以前は学校巡回音楽鑑賞会について我々に案内が来ていたのだが、最近全く来ていないが、これはどうしてなのか。

【文化課長】

済みません。ちょっと把握していなくて申しわけございません。その辺は音楽ホールの担当に伝えておく。

【委員1名より】

人事のことで質問しにくいのだが、ちょっと教えていただきたい。再任用が7名。これは期限つきというやつ、前もあったのか。期限つき任用が3と。これがふえていくのはわかるような気がするが、団塊の世代がどんどん退職になるので、人材が不足すると。そういう面でたまたま雇用期間の延長がずっとここ続いている。いずれ70になるだろうと言われているが、とりあえず65というのを市役所

のほうも、65 までは何とかつないでいこうということだろうと思うが、そんな意味でこの再任用期限つき任用、これは今後とも拡大の方向なのか。

【教育総務課長】

まず、再任用職員については、60 歳で定年した方ということで希望制というか、それで市のほうで 65 歳まで雇用するという制度がある。これからやはり退職の方がふえてくると思うので、再任用の職員としては、人事課のほうの積算だと平成 30 年度が一番多くなると予測している。それから徐々に再任用職員の方は減ってくるという予測を出している。

あと、任期付職員については、こちらは育児休業をとっている方である、最長 3 年とかの育児休業がとれるので、そういった休業をとっている方のその期間だけ、任期を決めているその期間だけお願いするという職員であるので、人数はその年のお休みの状況とか、それによって変わってくるものと考えている。

【委員 1 名より】

任期付きというのはそういうことなのか。私は初めて任期付きという言葉聞いた。こういうポストがあるのだなという、初めて認識させていただいた。

【教育長職務代理者】

いじめの状況について先ほど報告をいただいた。この中で 28 年度と 29 年度、いじめ発見のきっかけが、学校から学校以外のところに大きく変化していつているという報告があった。そしてまた、教育長から子ども一人一人の意識が高まってきたということの反映ではないかということのご説明もあったが、うがった見方をすれば外から見えなくなった。つまり先生方の目から。そういう事例は、これはあってはならないのだが、そういう事例はないのかどうか、ちょっと確認させていただきたい。

【指導課長】

一番やはり見えづらいのは、先ほども少し申したが、ネット、例えば SNS、一番多いのが、やはりラインである。ラインは相手を大体特定できるのだが、ツイッターを使って個人情報をも本人の許可なく勝手に載せてしまうというような事例があったということは、佐倉市の報告ではなかったが、他市の報告の中でそういう事例があったと聞いている。今現在いわゆるインターネットとか SNS への対応としては、千葉県の環境生活部県民生活・文化課というところで青少年ネット被害防止対策事業、いわゆるネットパトロールというのが、一応毎日県のほうで調べていただいているということである。月に 1 回、佐倉市の状況や何かについてもお知らせをいただいていると。急な案件については、そこから直接教育委員会のほうに連絡が入って、こういう事例があるので対処したほうがよろしいですよという情報はいただけるようなシステムになっている。

あと、なかなか個人の部分については、保護者の管理が原則となっているので、この後も学校のほうで安全な利用の仕方とか、そういう啓発活動については、今後も積極的に推進してまいりたいと思っている。

【教育長職務代理者】

ありがとうございます。先生方、大変だろうと思うが、ぜひまた違う目でも見て、こういうことのないようにご努力いただければと思う。

それから、もう一点、これもあってはならないことだが、この 2 番のいじめの状況、これにかかわることで、何と表現したらいいのか、いじめを受けた者とい

うか、あるいはいじめた者、例えば 28 年度にそういういじめの事例があつて解消したと。また、別の例えば 29 年にその当事者、どちらも当事者になるが、違う形でまたいじめが起きたとか、したとか、そんな事例というのはあるか。これもあつてはならないことではあるが。

【指導課長】

実際、例えば被害者、加害者という言い方がいいかどうか、ちょっと別として、被害者と加害者といったときに、その立場が逆転したという場合のことでよいか。

【教育長職務代理人】

そういう場合もあるが、例えば被害者が一つのそれを解決したと。ところが、また別の機会や学年でまた被害者になったとか、そういういろんな組み合わせが出てくると思うが、そういう意味合いである。

【指導課長】

実際のところ詳しく何件というご報告までちょっとできないが、何回かやはり同じ子がいじめられてしまったというふうなことはやはり考えられる。なかなか子どもたちの人間関係の部分でのやりとりで、いじめられたと訴えている子も、結構実は相手に対して感情を逆なでしてしまうみたいなケースや何かも、なかったわけではなさそうなので、1 回この報告があつた。もうこのケースが終わったからといって、必ずしもまたその対象にならないかといったら、それはちょっと何とも言えないところがある。ただ、やはり大事なものは、そのところで繰り返しのことであつても、その被害を受けた子、加害者の子双方の保護者のほうにもきちっと連絡をとって、早急にその人間関係の修復も含めて対応していくことが、まず一番大事なことと思っているので、継続して指導してまいりたいと思う。

【教育長職務代理人】

ありがとうございます。その辺のところをより深刻な内面的な被害等も重なってくると思うので、ぜひそういうことのないように、スクールソーシャルワーカー等もいらっしゃるので、注意深く見守っていただければと思う。

【教育長】

スクールソーシャルワーカーのお話があつたが、スクールソーシャルワーカーの方に生徒指導会議とか入ってもらってノウハウを教えてもらったりして、ほぼうちのほうの担当はできている、つなぐ役目なので、またスクールソーシャルワーカーさんの方々の経験も教えていただきながら機能できるようにしている。

もう一つ、いじめの関係は、私は直らないと思う。大人社会がそうなのだから。一番は、やはり子どもの成長過程の中でいろんな子がいて、本当にいじめて悪かったと、本当にいじめられたのだと真に心に思う子どももいれば、実はそれ以外の子どもがいて、成長段階で発達的に未発達の子どものもいるから、そのいじめということを、いじめ行為を真に理解ができないという部分がある。それと僕だけではないと。あの子もやっているという。それと、もう一つ、僕はやったけれども、2 週間前にあの子にやられたというところから始まるという、子ども社会の中の独特な人間関係と成長段階というのがあるので、その辺のところをきちっと聞いた上で、みんなでかかわっていくことが大事だと思う。繰り返しながら、小さいものの芽を摘んでいくという作業をやっていききたいと。教育委員さんの皆様にもいろいろこれからご支援、ご指導いただけたらありがたいというふうに思っている。

【委員 1 名より】

委員の続きというか、小学校から中学校に移るときに、当然小学校でちょっといじめの強かったというか、そういう事例の厳しかった例というのも含めて、きちっと申し送りというのはされていると思うが、どういう形でどの程度というか、概要で結構なので教えていただきたい。

【指導課長】

各中学校区で、大体小学校の職員が中学校に行って、具体的に例えば子どもがこういうふうな指導をしていったところ、こんな形であつたら気をつけてくださいよという形のことも含めて、かなり細かに情報共有はしている。通常だと、その後、実際に入学をして、1 カ月、2 カ月たった後に、その子たちの様子を中学校から小学校に見てくださいというふうな連絡をとって、実際にまた見てもらって、そのところで様子がおかしければまた情報をもらうという形で、3 月とか年度末の段階の引き継ぎだけではなくて、日常の部分でできる限り密に小中の連携を図るようにということで伝えているところである。

【委員 1 名より】

結構きちっと対応されていて、ちょっと安心した。引き続きよろしく願います。先生方のほうで対応はかなり大変だろうと思うが、その辺はいじめ、今一番問題になっているところなので、ぜひよろしく願いしたいと思う。

3 議決事項

議案第 1 号 佐倉市教育委員会職員人事評価規程の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：資料 4 ページ、こちらの議案については、平成 28 年 4 月に制定した佐倉市教育委員会職員人事評価規程の本則の表中に示している小学校及び中学校に置くその他の職員等の 2 次評価について、改正をしようとするものである。ここで言う小学校及び中学校に置くその他の職員というのは、市が配置している栄養士をいっている。この人事評価制度については、制度設計の過程において、職場の実情に合った制度運用を目指すことに加え、人材育成の観点から、より柔軟で実効性のある評価者の配置を可能とすることで、職員の能力開発及び組織の活性化につなげるものとして設計されている。このたび人事評価制度が開始されて 1 年を経過したことを受けて、人事評価制度の全体について見直しをさせていただいた。その結果、市が配置している栄養士については、第 2 次評価者についても第 1 次評価者と同様に、教育次長が指名する者による評価を可能とすることで、本制度の趣旨に沿った公正かつ適正な人事評価制度の運用ができるものと判断をした。

対応方針としては、被評価者、小学校及び中学校に置くその他の職員等の第 2 次評価者について、教育次長または教育次長が指名する者とする。

今後の予定については、本日の定例会において議決いただけたら、公示の日から施行するという予定になっている。

最後になるが、本訓令の改正に伴う意見公募手続については、佐倉市行政手続条例第 4 条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当することから、意見公募手続については実施しないこととする。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

次長が指名する者という表現になっている。まだ具体的にどこかというのではないと思うが、評価だから年1回の評価ということか。

【教育次長】

こちらについては、年度当初に目標を設定するときに面接をする。1年間その職員の状態を把握しながら、年度末に評価をしていくということになるので、面接については年2回になる。評価は年1回という形になる。あくまでもその人を裁くとかいう評価ではないので、能力開発、この評価をすることで、その職員の能力をさらに高めていくという、そういう目標を持っていく評価になるので、教育次長が直接学校栄養士と接触する機会等も少ないので、より近くにいる職員でも評価ができるという規程に変えたものである。

【委員1名より】

そうすると、指名する者の決定は、これは一回決まると何年か決まる、それとも1年ごとに決めていくのか。

【教育次長】

年度当初、年に1回指名するような形になる。

【委員1名より】

そうすると、前の年と次の年と違うということは当然起こり得るということか。

【教育次長】

この制度については、28年4月から佐倉市のほうでスタートした制度である。運用をしていく中で、ちょっと不利益があったりとか、なかなかうまくいかなかった部分があったりしたものを、よりよい方向に改善していくということで、年に1回見直しをする中で、今回教育委員会の場合には、去年1年間その栄養士の評価について、なかなかうまくいかなかった部分もあって、どういう形が最適かということで、本年度、教育次長あるいは教育次長が指名できるものということに直させていただいたものである。

【委員1名より】

評価者がかわると評価の基準が変わるということもあるかもしれないが、その評価の基準をきちっと設けているということか。

【教育次長】

一番懸念されることだと思うが、評価の基準については、毎年人事課で評価者について研修を行っている。もちろん教育委員会だけではなく、佐倉市全部が同じような評価をしていかなければいけないということで、一定の基準を持って評価ができるようにということで、評価者については年に1回研修をするということになっている。

【委員1名より】

我々のほうもそうなのだが、いわゆるスタンダード、キャリブレーションを常にやっていかないと、基準が曖昧だとかなりぶれが起きるので、一応研修をやるのなら、基準が安定するのだったら安心かなということだね。

【委員1名より】

今のことだと、過去に問題があったからこうしましたというご説明だね。そうすると、具体的に評価者というのはいるか、現場には。評価できる人がいるのか。指名

された人が。

【教育次長】

具体的に昨年度は、この評価については教育次長が指名するということで、指導課長が市の中では一番栄養士に近いところにいるということで指名をさせていただいている。学校現場には市職がいないので、評価する人間がいない。なので、その形で一番、指導課長もなかなかできないということで、指名できるということで、所属が多いところだと班長とかも評価者になっている所属もある。ということで、教育委員会の中では栄養士と一番接触、栄養士の状態がわかる人間に評価ができるようにということで、今回改正をさせていただいている。

【委員1名より】

それは非常にいいことだね。全然接触がない人が評価する。基準があるとはいえ、評価するのは、極端な話できない。今回できるようにしたということは非常にいいことだが、ここにいらっしゃる課長ないし主幹あたりが、その任に当たるようになると思うが、今までやったことのないことをまたやるわけだから、ご苦労も多いと思うが、ひとつ勉強してハロー効果が余りないように、厳正にひとつ教育的観点からやっていただきたい。

【教育次長】

今ちょっと問題があったという用語弊があってしまうので、昨年度の評価に問題があったわけではなくて、昨年度、指導課長に私のほうから指名をして評価をしていただいたのだが、やはり適正な評価をさせていただくという中で、指導課長が非常に苦労したというのがある。学校に全部確認をとって、校長先生に様態を確認しながら適正な評価をしたということをつけ加えさせていただく。

【委員1名より】

本当にそうだと思う。指導課長が栄養士のほうの色までずっと見ていけないからね。例えば相蘇さんがどこに行っても、そういう目で見ていないとしようがないということになるので、業務がまたふえてしまって大変でしょうが、よりよいレベルに上げるための人事考課ということで、趣旨をしっかりと酌んで、いい人材を育てていただきたいと思う。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市立幼稚園園児保育料の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学務課長より上程議案の説明

内容：まず、このたびの規則改正は、国の基準となる政令の改正に伴うものである。規則の趣旨については、佐倉市立幼稚園に通う園児を持つ一定要件の世帯に対して、経済的負担の軽減を図ろうとするものである。

資料7ページの規則改正の概要をお願いする。1の背景だが、現在幼稚園の保育料の額については、国の基準となる政令に基づいて佐倉市の条例と減免規則で規定をしている。

2の経緯及び改正内容だが、平成29年4月1日付で子ども・子育て支援法施行令

の改正がされた。今回その内容を受け、条例や減免規則について、以下の点を改正しようとするものである。

それでは、規則を改正する内容についてご説明をさせていただく。改正の1点目は、市民税非課税世帯の第2子について、これまで月額1,500円の保育料を徴収していたが、この改正により保育料が無償化となった。このため佐倉市の幼稚園保育料である年間7万2,000円を全額減免するものである。この内容について、資料は戻るが、4ページにある新旧対照表をお願いする。中間太字で5万4,000円と示されているところが、7万2,000円に改正される部分としてアンダーラインを引いている。改正は、この箇所となる。

再び資料の7ページ、改正の2点目は、ひとり親等世帯について、市民税所得割課税額7万7,100円以下の世帯について、これまでは減免措置がなく、月額6,000円の保育料を徴収していたが、今回の改正で第1子の保育料が月額3,000円とされたので、年間3万6,000円を減免し、現行の半額とするものである。

なお、ここでいうひとり親等世帯とは、ひとり親の世帯と在宅障害者を有する世帯のことである。

次に、改正の3点目として、様式の改正がある。資料の6ページには保育料減免措置に関する調書がある。今回の改正ではこの様式を改正するが、中段の右にある世帯の状況欄について、規定の基準に合わせて簡素化するものである。

最後に、本規則改正の施行日と適用日について申し上げる。再度7ページ、大きな3番の減免規則改正の適用日については、年間の保育料が年度での規定となることから、平成29年4月1日に遡及して適用する。

なお、資料の8ページ以降14ページ目までについては、現在の規則を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【教育長職務代理人】

別記様式1の第1号、3条関係。現在下記施設に通う兄弟ということで、幼稚園以下それぞれがある。これが削除になって簡素化されるということだが、この部分の確認は、この今回の改正後のどの部分でこういったことが確認できるのか。ちょっとはつきりしないのだが、どう読めばいいのか。

【学務課学事班長】

改正前の規則にいろいろな幼稚園とか特別支援学校幼稚部とか、そういった施設があったが、これは今までの規定で、こういった施設に通われている場合はという規定であったが、従前の規定は。昨年度から、どういう施設に通われようとも、障害があるかどうかというふうに認定の基準が変わってきたので、その認定基準に合わせて様式を簡素化したものである。認定の根拠としては、いろんな別記、障害者手帳とかの写しを出していただくことによって確認させていただく。

【教育長職務代理人】

わかりました。

《議決結果》

可決

議案第3号 佐倉市立美術館運営協議会委員の委嘱について

美術館長より上程議案の説明

内容：まず、1 ページ、美術館運営協議会委員は、10 名以下でということになっており、候補者としては10 名を載せている。1 番から8 番までは、再任の方である。9 番、10 番が新しくお願いしたいという方である。この美術館運営協議会委員については、社会教育、学校教育の専門家、美術の専門家ということで、それぞれの専門の委員をお願いすることに加え、地域の美術館ということで地元の美術協会からご推薦をいただいた方を3 名、現在委員をお願いしている。

このうち9 番、10 番目の真木さん、長澤さんについては、佐倉市美術館協会、それから佐倉市の書道協会からご推薦をいただいたお二方である。このお二方については、2 ページに略歴を書いているが、真木さんについては、美術協会の副会長をお務めいただいている方である。書道協会からは長澤副会長をご推薦いただいております。市民ギャラリーほかを備えた美術館として、地元の美術協会の皆様のご意見を頂戴しながら運営していきたいという形である。

期間については、平成 29 年 5 月 1 日から平成 31 年の 4 月 30 日までの 2 年の任期となる。

委嘱状の案については、3 ページのとおりである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

候補者の選定のとき大体同じ質問をするが、専門の分野について、1 から 5 番目の方って近現代ということだね。美術館の所蔵等を考えるとこの構成でもいいのかなと思っているが、これでバランスは大丈夫なのか、近現代だけ。それで、埋蔵文化財については 7 番の方だけのようだが、それ以前の中世から以前のものについてはどうなのか。

【美術館長】

今お話を頂戴したように近現代ということが、佐倉市の美術館の収蔵品も浅井忠、香取秀真というようなところを中心としているので、こういったご専門の先生に入っただいただいているのはもちろんだが、樋田豊次郎先生は、ことしから東京都庭園美術館の館長にご就任されたということで、それぞれ施設、美術館、博物館の現場で活動なさっている先生方なので、その博物館、美術館が決して近代美術だけということはないので、それぞれ現場の立場でいろいろなアドバイスを頂戴できる、頂戴したいということで、この委員の先生をお願いしているし、大久保先生については地元の歴博の先生なので、大変相談しやすい、アドバイスを頂戴しやすいところにお勤めの方である。あと、豊田委員については、埋蔵文化財がご専門であったのだが、千葉県教育庁、それから千葉県立の博物館に長く勤務しており、最後は房総のむらということで、房総のむらというのは民俗というふうなところまで幅広く含んでおり、現場での知識、経験をお持ちなので、そういった中でアドバイスを頂戴するにふさわしい先生

かと思っている。

【委員 1 名より】

それから、6 番の方について、この方のご専門って教育心理学でよいのか。

【美術館長】

吉村先生についても、敬愛短期大の先生ということで、教育心理学が専門でいらっしゃるが、その経歴の中に、細かくて申しわけないのだが、佐倉市の家庭教育、青少年問題協議会とか幅広く務めた経験をお持ちでして、今美術館で進めているミテ・ハナソウという対話型鑑賞、特にこれは小学校、中学校と連携していきたいということで、お子さんの気持ちがよくわかる、そういう現場にいる先生ということでお願いしている。

【委員 1 名より】

規則の 17 条の 2 項に家庭教育の向上に資する活動を行う者という項目があるが、この項目の方ってこの中には入っていないのか。

【美術館長】

先ほどお名前が出た吉村先生が、家庭教育ということで重なってくると思う。

【委員 1 名より】

わかりました。

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成 29 年 5 月定例会 5 月 17 日（水）午後 2 時 00 分より
1 号館 3 階会議室